

第 2 0 回
東近江市都市計画審議会

議 案 書

平成 28 年 4 月 27 日 (水) 午前 9 時 45 分～
東近江市役所 本館 302 会議室

議案第 1 号 近江八幡八日市都市計画火葬場（東近江市決定）の変更について（付議）

議案第 2 号 近江八幡八日市都市計画墓園（東近江市決定）の変更について（付議）

第 19 回東近江市都市計画審議会議決事項の報告

平成 27 年 11 月 12 日に開催した第 19 回東近江市都市計画審議会において審議いただきました議案については、下記のとおり東近江市長に答申しました。

議案第 1 号 近江八幡八日市都市計画下水道（東近江市決定）の変更について（付議）

答申 案を適当と認める。（平成 27 年 11 月 13 日 東都計審第 5 号）

〈参考〉

滋賀県知事協議 平成 27 年 11 月 17 日 東下水第 670 号

回答 平成 27 年 12 月 1 日 滋下水第 637 号

告示 平成 27 年 12 月 14 日 東近江市告示第 537 号

議案第 2 号 東近江市開発許可の基準等に関する条例の一部改正について（諮問）

答申 案を適当と認める。（平成 27 年 11 月 13 日 東都計審第 6 号）

〈参考〉

平成 27 年 12 月市議会定例会提出 11 月 30 日 議案第 107 号

議決 12 月 22 日 東近江市条例第 45 号

公布 12 月 22 日

告示 平成 28 年 3 月 18 日 東近江市告示第 100 号

議案第1号

近江八幡八日市都市計画火葬場（東近江市決定）の変更について（付議）

このことについて、別紙のとおり東近江市長から付議されましたので、審議願います。

平成28年4月27日

東近江市都市計画審議会
会長 森川 稔

東 都 計 第 8 4 号
平成28年4月21日

東近江市都市計画審議会
会 長 森 川 稔 様

東近江市長 小 椋 正清

近江八幡八日市都市計画火葬場〈東近江市決定〉の変更について（付議）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定に基づき、次のように近江八幡八日市都市計画火葬場を変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、審議会に付議します。

計 画 書

近江八幡八日市都市計画火葬場（東近江市決定）の変更

都市計画火葬場 1 号「布引斎苑」を次のように変更する。

名称		位置	面積	備考
番号	火葬場名			
1	布引斎苑	東近江市瓜生津町字峠 東近江市石谷町字大沢	約 0.76 ha	火葬炉 6 基

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 別紙「理由書」のとおり

理 由 書

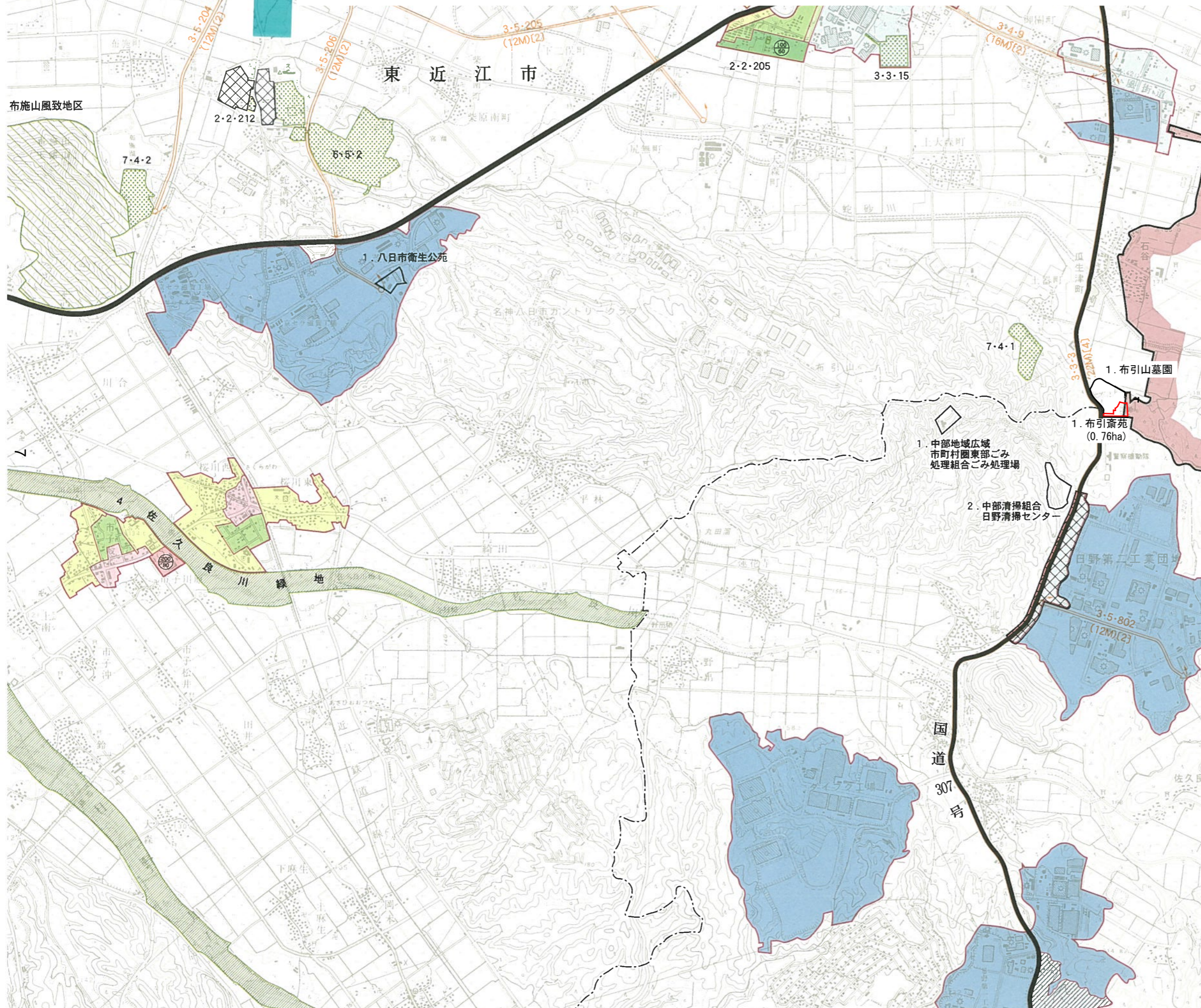
近江八幡八日市都市計画火葬場1号「布引斎苑」は、八日市市の火葬場として昭和54年9月4日に都市計画決定している。その後、昭和55年4月1日に布引斎苑組合が発足し、昭和56年7月29日に布引斎苑組合の火葬場として供用した。

当施設は、供用開始から34年が経過した施設であり、過去2回改修工事を実施し、施設の更新までの延命措置を図っているも機器装置等施設の老朽化が著しい状況にある。

また、当施設には告別室が1室しかなく、同時受入れができないため、火葬炉の回転率が悪いことから火葬件数が増加している現況の対応に苦慮している。

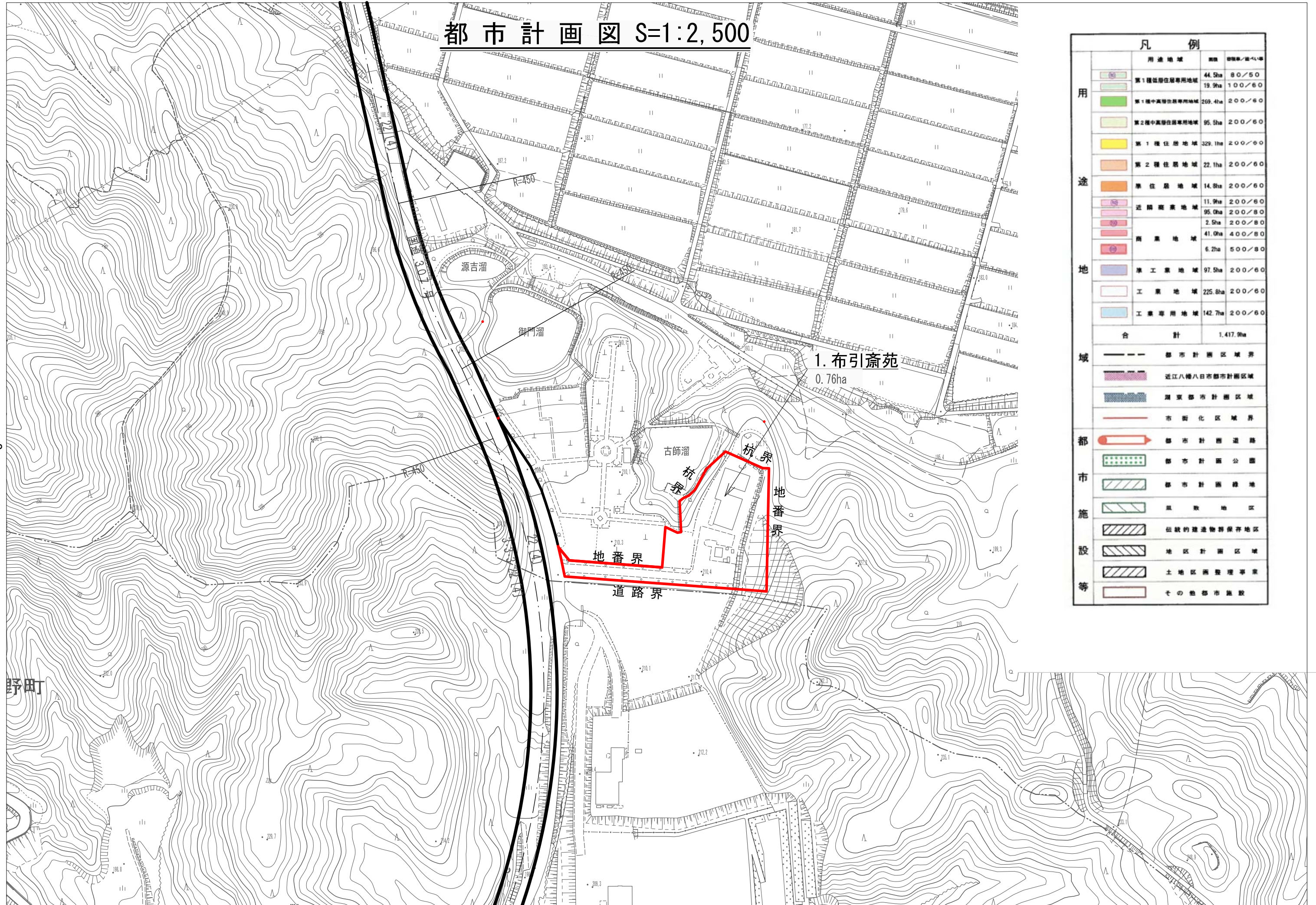
以上のことから、施設の更新を行うものであり、新施設は、現施設を稼働しながらの更新となるため、現在の敷地では対応が困難であることから、隣接する布引山墓園との敷地区域界の変更を行うとともに、石谷町地先の一部を敷地に取り入れる都市計画変更を行うものである。

近江八幡八日市都市計画総括図 (S=1:25,000)



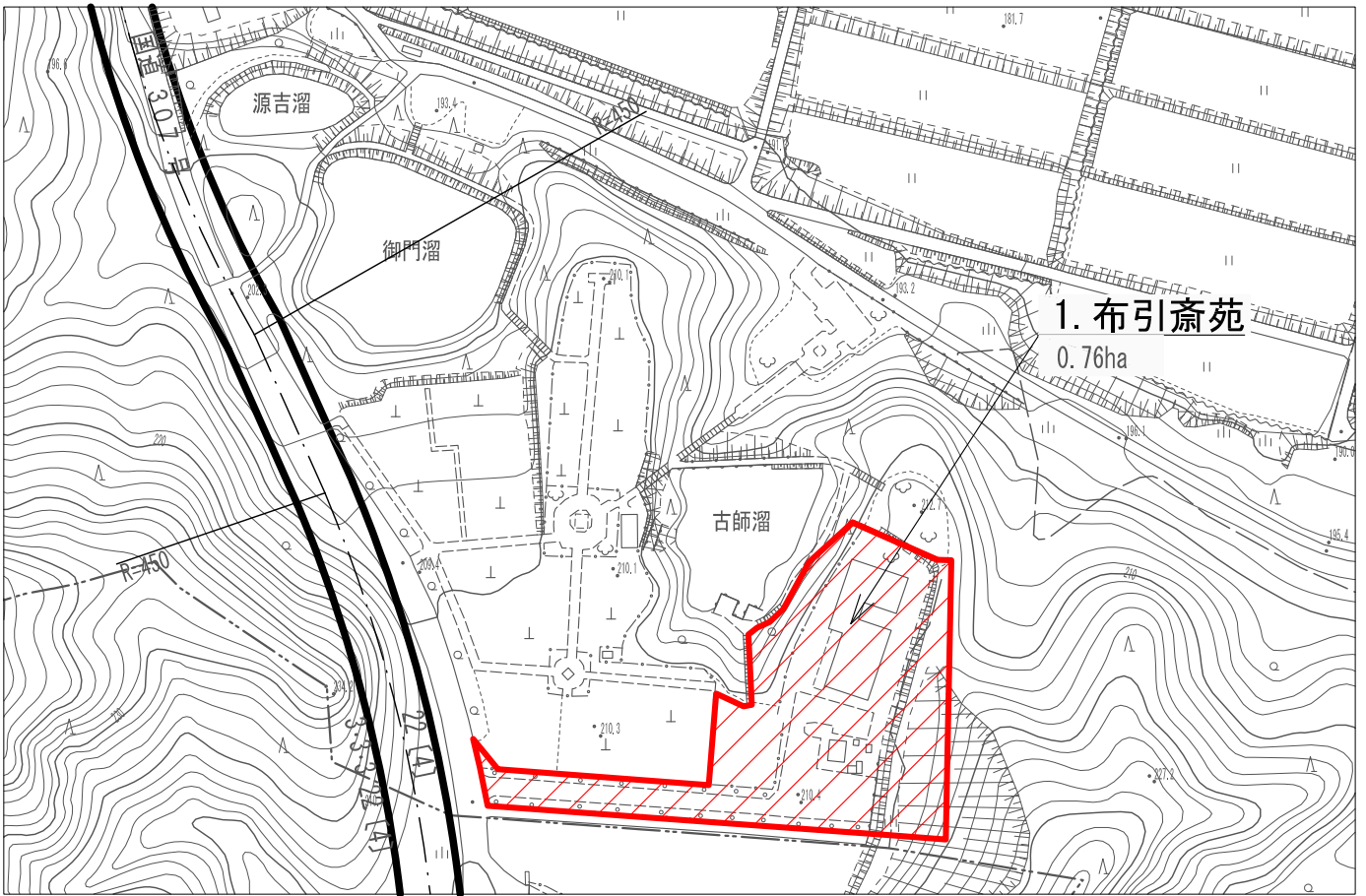
凡 例			
	都市計画区域境界		
	市街化区域境界		
	用途地域境界		
用途地域	容積率 建ぺい率	壁面 後退	高さ
	第一種低層住居専用地域	80/50	1.0m 10m
	第一種低層住居専用地域	100/60	1.0m 10m
	第一種中高層住居専用地域	200/60	— —
	第二種中高層住居専用地域	200/60	— —
	第一種住居地域	200/60	— —
	第二種住居地域	200/60	— —
	準住居地域	200/60	— —
	近隣商業地域	200/80	— —
	近隣商業地域	200/60	— —
	商業地域	200/80	— —
	商業地域	400/80	— —
	商業地域	500/80	— —
	準工業地域	200/60	— —
	工業地域	200/60	— —
	工業専用地域	200/60	— —
	風致地区		
	都市計画道路		
	都市計画公園		
	都市計画緑地		
	土地区画整理事業(都市計画決定したもの)		
	地区計画区域		
	特別工業地区		
	伝統的建造物群保存地区		

都市計画図 S=1:2,500

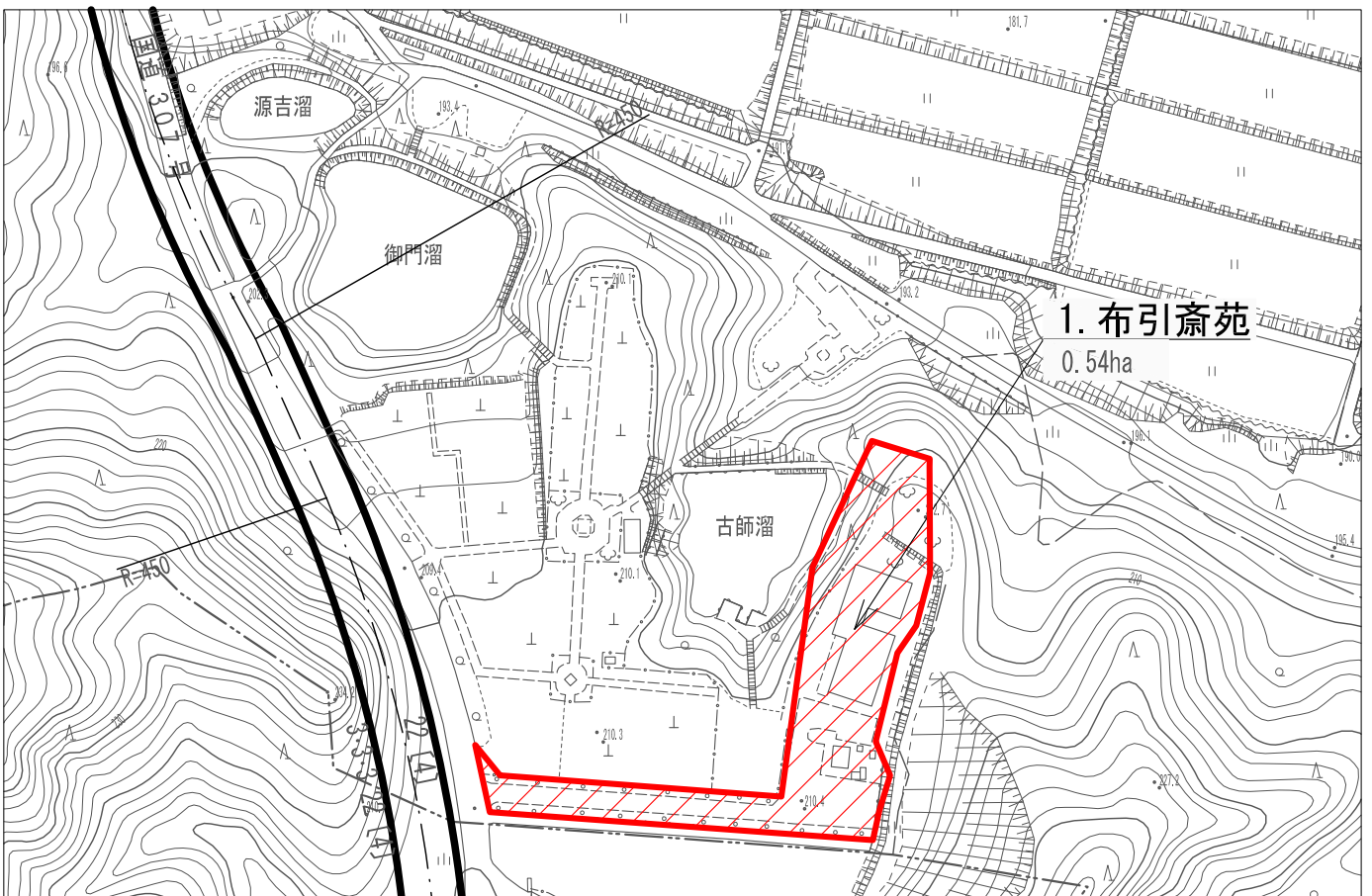


凡 例			
用途	用途地種	面積	容積率/建ぺい率
用途地	第1種低層住居専用地域	44.5ha	80/50
	第1種中高層住居専用地域	19.9ha	100/60
	第1種中高層住居専用地域	269.4ha	200/60
	第2種中高層住居専用地域	95.5ha	200/60
	第1種住居地域	329.1ha	200/60
	第2種住居地域	22.1ha	200/60
	準住居地域	14.8ha	200/60
	近隣商業地域	11.9ha	200/60
	商業地域	95.0ha	200/80
	商業地域	2.5ha	200/80
	商業地域	41.0ha	400/80
	商業地域	6.2ha	500/80
工業地	準工業地域	97.5ha	200/60
	工業地域	225.8ha	200/60
	工業専用地域	142.7ha	200/60
合 計		1,417.9ha	
都 市 施 設 等	都市計画区域界	— — — — —	
	近江八幡八日市都市計画区域	■ ■ ■ ■ ■	
	湖東都市計画区域	■ ■ ■ ■ ■	
	市街化区域界	— — — — —	
	都市計画道路	— — — — —	
	都市計画公園	■ ■ ■ ■ ■	
	都市計画緑地	■ ■ ■ ■ ■	
	風致地区	■ ■ ■ ■ ■	
	伝統的建造物群保存地区	■ ■ ■ ■ ■	
	地区計画区域	■ ■ ■ ■ ■	
土地区画整理事業	■ ■ ■ ■ ■		
その他都市施設	■ ■ ■ ■ ■		

新旧对照图 S=1:2,500



变更后



变更前

都市計画の策定の経緯の概要

近江八幡八日市都市計画火葬場（東近江市決定）の変更

事 項	時 期	備 考
地域説明会	平成 28 年 1 月 9 日	
事前協議書提出	平成 28 年 2 月 26 日	東都計第 1065 号
事前協議回答	平成 28 年 3 月 3 日	滋都計第 169 号
変更（案）の公告	平成 28 年 4 月 7 日	東都計第 1137 号
変更（案）の縦覧開始	平成 28 年 4 月 7 日	縦覧者 3 人 意見書なし
変更（案）の縦覧終了	平成 28 年 4 月 21 日	
都市計画審議会	平成 28 年 4 月 27 日	
県知事協議書提出	平成 28 年 5 月 日	（予定）
知事回答	平成 28 年 5 月 日	（予定）
変更の告示	平成 28 年 5 月 日	（予定）

議案第 2 号

近江八幡八日市都市計画墓園（東近江市決定）の変更について（付議）

このことについて、別紙のとおり東近江市長から付議されましたので、審議願います。

平成 28 年 4 月 21 日

東近江市都市計画審議会
会 長 森 川 稔

東 都 計 第 8 5 号
平成28年4月21日

東近江市都市計画審議会
会 長 森 川 稔 様

東近江市長 小 椋 正 清

近江八幡八日市都市計画墓園〈東近江市決定〉の変更について（付議）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定に基づき、次のように近江八幡八日市都市計画墓園を変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、審議会に付議します。

計 画 書

近江八幡八日市都市計画墓園（東近江市決定）の変更

都市計画墓園 1 号「布引山墓園」を次のように変更する。

名称		位置	面積	備考
番号	墓園名			
1	布引山墓園	東近江市瓜生津町 字峠	約 3.39 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 別紙「理由書」のとおり

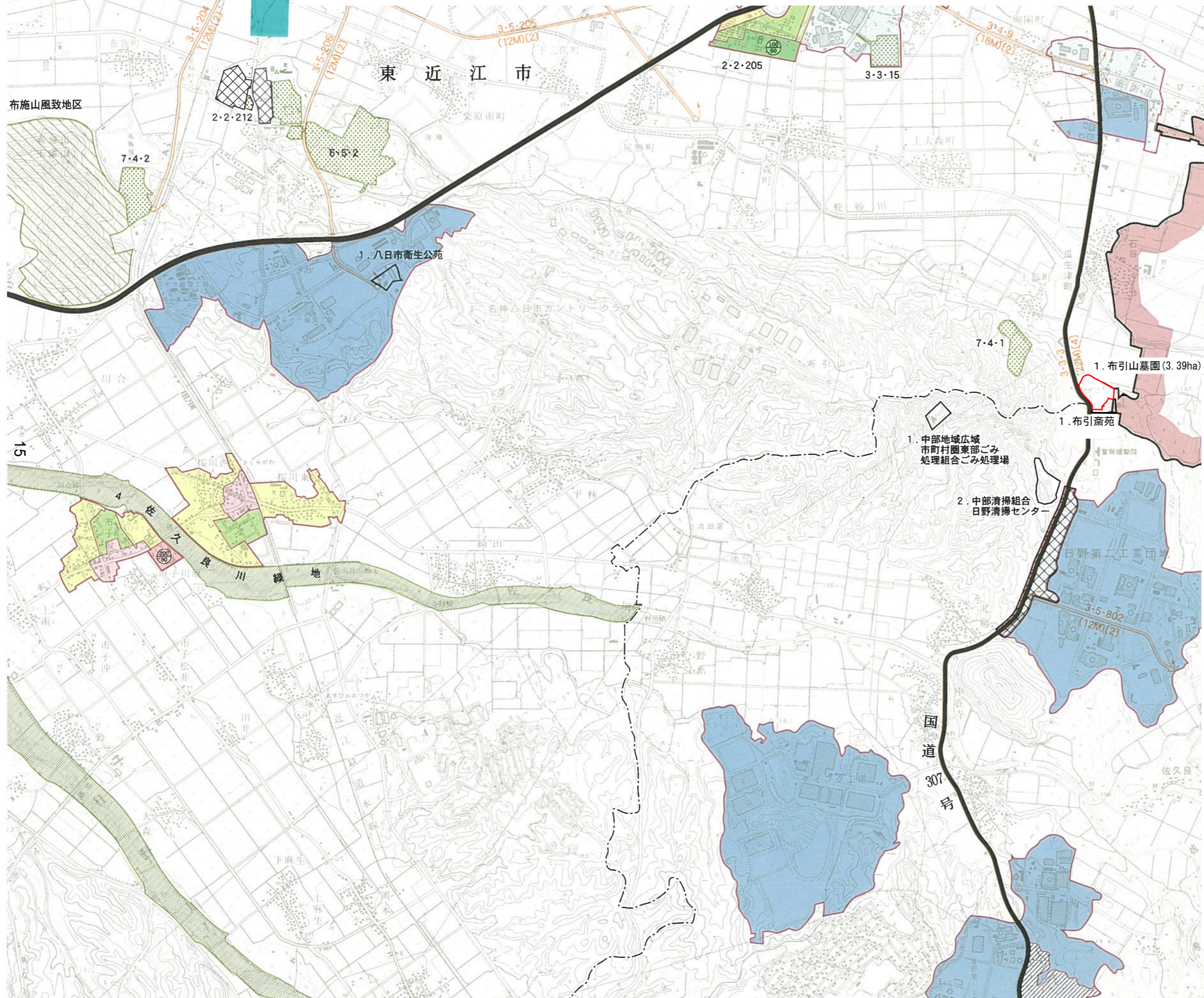
理由書

近江八幡八日市都市計画墓園1号「布引山墓園」は、八日市市の墓園として昭和54年9月4日に都市計画決定し、昭和58年3月15日に都市公園として供用した。

当墓園に隣接する布引斎苑では、施設の老朽化等に伴う更新が必要であるが、現施設を稼働しながらの更新となるため、現在の敷地では対応が困難な状況である。

このことから、当墓園と斎苑との敷地区域界を変更することで、斎苑の更新に必要な敷地を確保するために、布引山墓園の都市計画変更を行うものである。

近江八幡八日市都市計画総括図 (S=1:25,000)

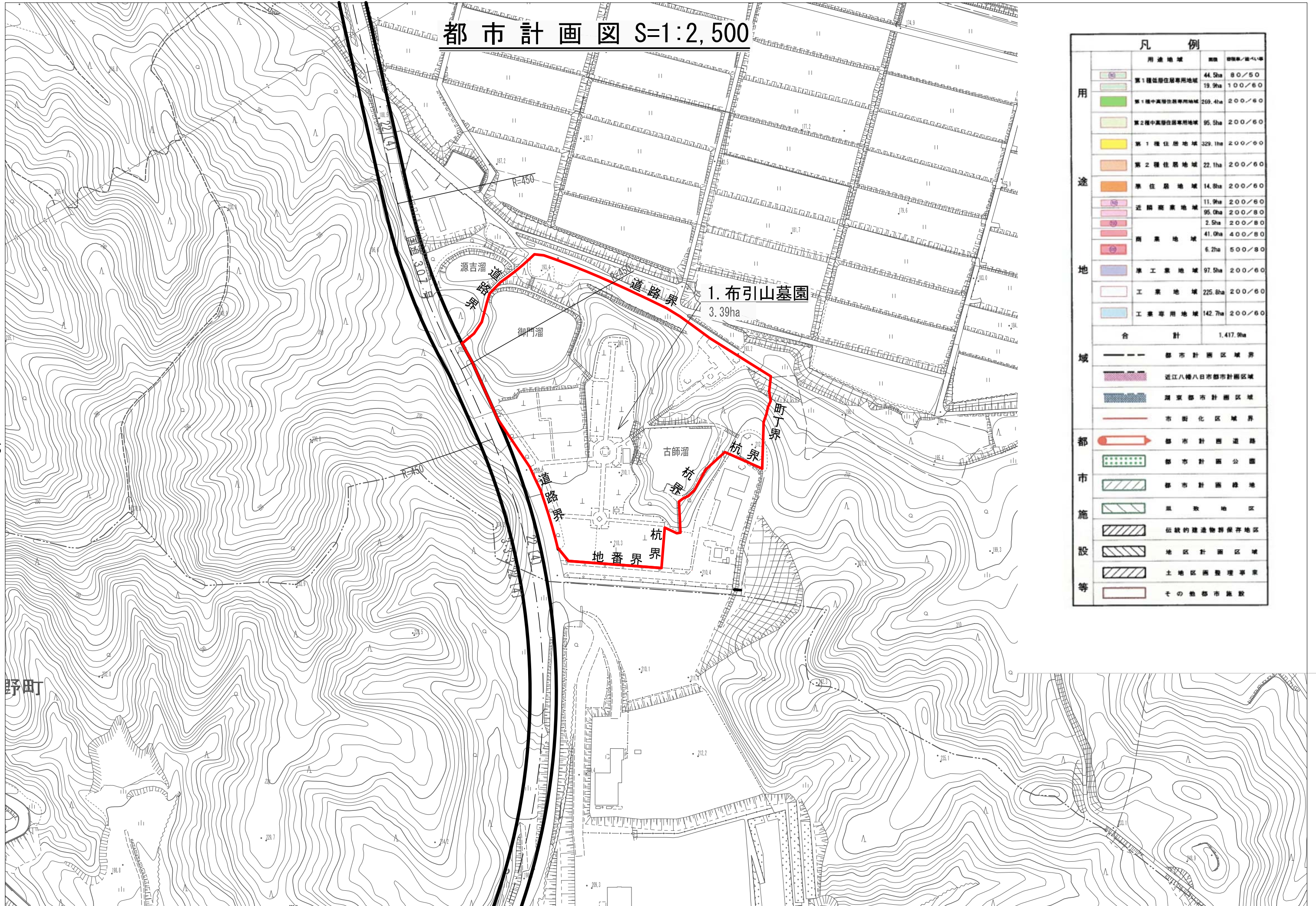


凡 例			
	都市計画区域境界		
	市街化区域境界		
	用途地域境界		
用途地域	容積率 建ぺい率	壁面 後退	高さ
	第一種低層住居専用地域	80/50	1.0m 10m
	第一種低層住居専用地域	100/60	1.0m 10m
	第一種中高層住居専用地域	200/60	— —
	第二種中高層住居専用地域	200/60	— —
	第一種住居地域	200/60	— —
	第二種住居地域	200/60	— —
	準住居地域	200/60	— —
	近隣商業地域	200/80	— —
	近隣商業地域	200/60	— —
	商業地域	200/80	— —
	商業地域	400/80	— —
	商業地域	500/80	— —
	準工業地域	200/60	— —
	工業地域	200/60	— —
	工業専用地域	200/60	— —
	風致地区		
	都市計画道路		
	都市計画公園		
	都市計画緑地		
	土地区画整理事業(都市計画決定したもの)		
	地区計画区域		
	特別工業地区		
	伝統的建造物群保存地区		

15

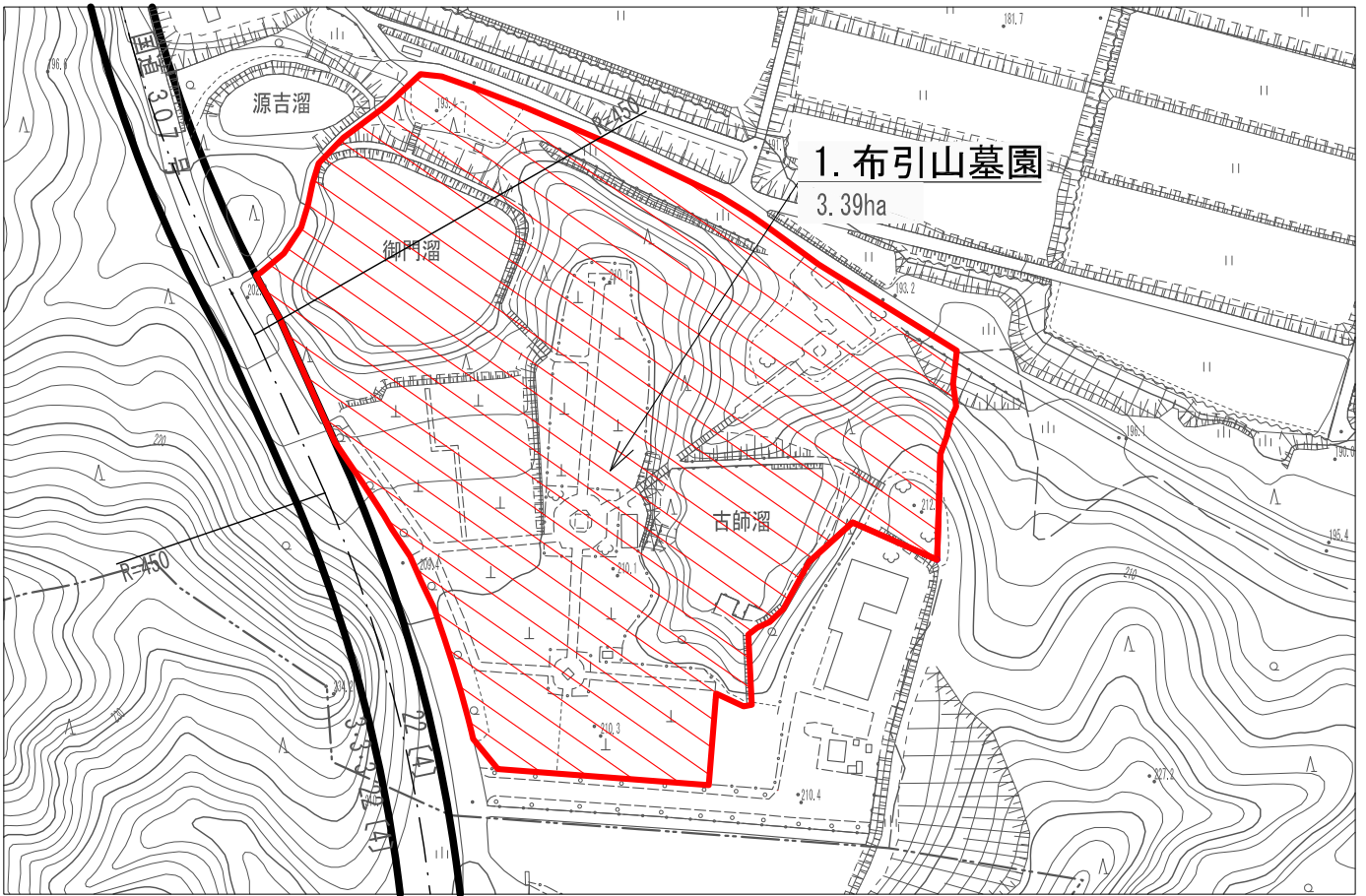
国道
307号

都市計画図 S=1:2,500

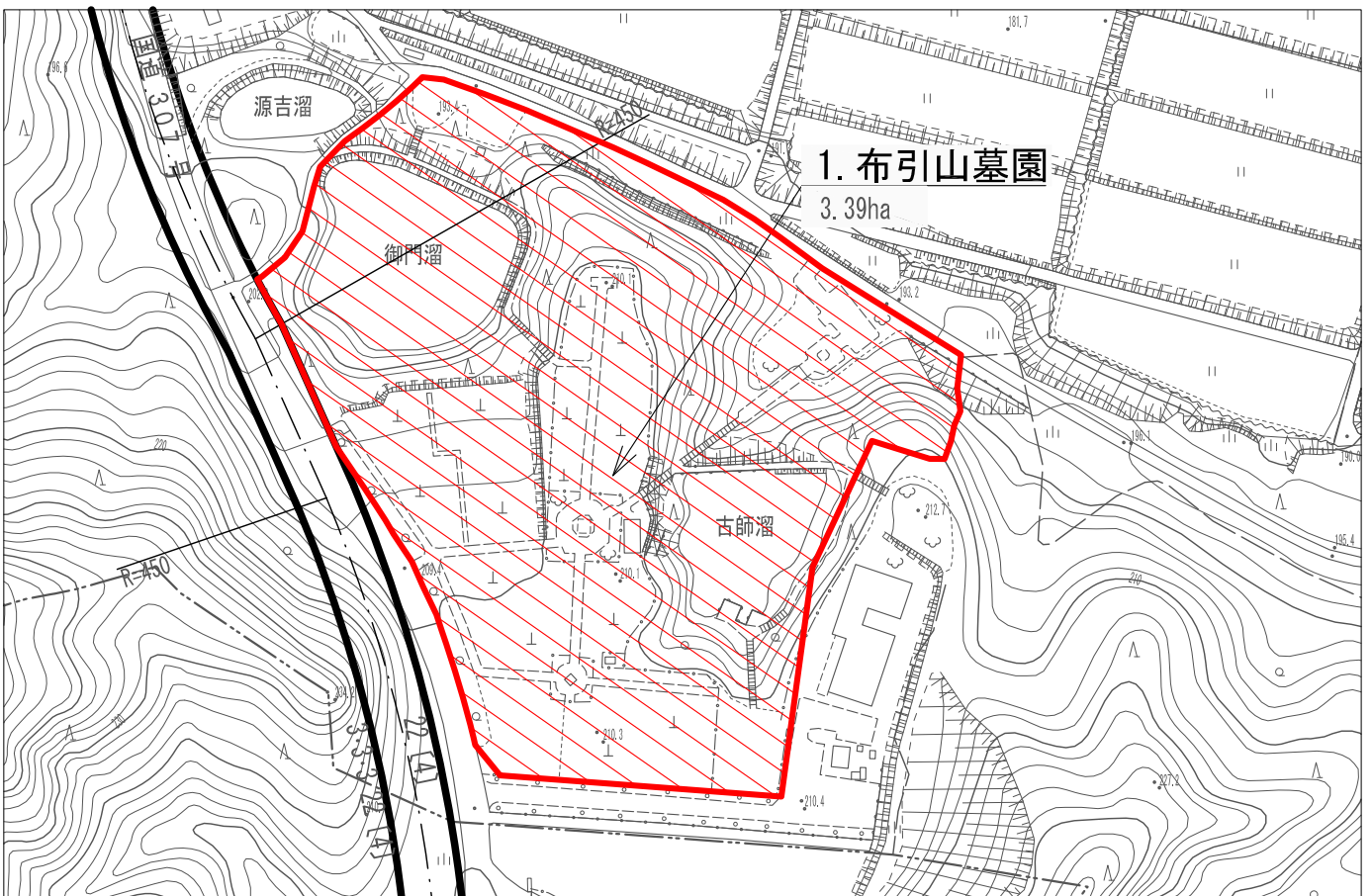


凡 例			
用途	用途地種	面積	容積率/建ぺい率
用途	第1種低層住居専用地域	44.5ha	80/50
	第2種低層住居専用地域	19.9ha	100/60
	第1種中高層住居専用地域	269.4ha	200/60
	第2種中高層住居専用地域	95.5ha	200/60
	第1種住居地域	329.1ha	200/60
	第2種住居地域	22.1ha	200/60
	準住居地域	14.8ha	200/60
	近隣商業地域	11.9ha	200/60
	商業地域	95.0ha	200/80
	工業地域	2.5ha	200/80
地	工業専用地域	41.0ha	400/80
	準工業地域	6.2ha	500/80
	工業地域	97.5ha	200/60
	工業専用地域	225.8ha	200/60
域	工業専用地域	142.7ha	200/60
	合計	1,417.9ha	
都市施設等	都市計画区域界		
	近江八幡八日市都市計画区域		
	湖東都市計画区域		
	市街化区域界		
	都市計画道路		
	都市計画公園		
	都市計画緑地		
	風致地区		
	伝統的建造物群保存地区		
	地区計画区域		
土地区画整理事業			
その他都市施設			

新旧对照图 S=1:2,500



变更后



变更前

都市計画の策定の経緯の概要

近江八幡八日市都市計画墓園（東近江市決定）の変更

事 項	時 期	備 考
地域説明会	平成 28 年 1 月 9 日	
事前協議書提出	平成 28 年 2 月 26 日	東都計第 1066 号
事前協議回答	平成 28 年 3 月 3 日	滋都計第 172 号
変更（案）の公告	平成 28 年 4 月 7 日	東都計第 1138 号
変更（案）の縦覧開始	平成 28 年 4 月 7 日	縦覧者 5 人 意見書 なし
変更（案）の縦覧終了	平成 28 年 4 月 21 日	
都市計画審議会	平成 28 年 4 月 27 日	
県知事協議書提出	平成 28 年 5 月 日	（予定）
知事回答	平成 28 年 5 月 日	（予定）
変更の告示	平成 28 年 5 月 日	（予定）

新旧対照表

○火葬場

○墓園

	名称	位置	面積	備考
【変更後】	1. 布引斎苑	東近江市 瓜生津町字峠 東近江市 石谷町字大沢	約0.76ha	火葬炉 6 基

	名称	位置	面積	備考
【変更後】	1. 布引山墓園	東近江市 瓜生津町字峠	約3.39ha	

	名称	位置	面積	備考
【変更前】	1. 布引斎苑	東近江市 瓜生津町字峠	約0.54ha	火葬炉 7 基

	名称	位置	面積	備考
【変更前】	1. 布引山墓園	東近江市 瓜生津町字峠	約3.39ha	